

財団法人 富山県新世紀産業機構
TOYAMAインターネット活用研究会規程

(目的)

第1条 財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）は、TOYAMAインターネット活用研究会（以下「研究会」という。）を主宰し、インターネットのビジネス活用を推進する。

(会員)

第2条 会員は、インターネットのビジネス活用に積極的に取組む意志があり、富山県内に事業所がある中小企業であることを要件とする。（中小企業の区分は中小企業基本法に基づく）

(事業)

第3条 機構は、次に掲げる事業を行う。

- (1) インターネットに関する講演会等の実施
- (2) インターネットの操作等に関する講習会の実施
- (3) 会員相互の情報交換によるインターネットの活用研究
- (4) その他、会員企業のインターネット活用に寄与する事業

(会員が利用できるサーバーサービス)

第4条 会員は、次に掲げるサーバーサービスを受けることができる。

- (1) toyama-smenet サーバーに会員ホームページの登録
- (2) toyama-smenet アカウントの発行
- (3) 独自ドメインサーバーサービス

(入会)

第5条 会員の入会は、「TOYAMAインターネット活用研究会入会申込書」により行い、会費を一括して前納するものとする。

(退会及び除名)

第6条 研究会を退会しようとする会員は、「TOYAMAインターネット活用研究会退会届」を提出しなければならない。

2 機構は、会員が本規程に違反した場合、会員を除名することができる。

(会員期間)

第7条 会員の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中に入会した場合の会員期間は、申込みの翌月1日から当該年度の3月31日までとする。

2 会員より退会の申し出がない限り、毎年度自動的に会員として取り扱うものとする。

(会費、サービス利用料及び納入)

第8条 会員は年会費として、年12,000円を納めるものとする。ただし、年度途中に入会した場合の会費は、月割りとする。

2 toyama-smenet サーバーの利用料は無料とする。

3 独自ドメインサーバーサービスの利用料として、初期設定費用15,000円、サーバー利用料金年3,000円を納めるものとする。ただし、年度途中より独自ドメインサーバーサービスを利用する場合のサーバー利用料金は、次のとおりとする。

(1) 9月末までの申込み 3,000円

(2) 10月以降の申込み 1,500円

4 会員は、請求書の所定の方法により、年会費等を納めるものとする。

5 前項により納付された会費は返還しないものとする。

(禁止行為)

第9条 会員は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 特定の個人や団体を誹謗、若しくは中傷し、又は犯罪的行為に結びつく行為を行うこと。

(2) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、その他の権利を侵害する行為を行うこと。

(3) 公序良俗に反し、又は反する恐れのある行為を行うこと。

(4) 法令に違反し、又は違反する恐れのある行為を行うこと。

(5) 本事業の運営を妨害し、信用を失わせる行為を行うこと。

(6) その他、機構が本事業の目的上不相当と判断する行為を行うこと。

(損害賠償等)

第10条 研究会は、事業の実施により発生した会員の損害に対し、一切の責任を負わない。

2 会員が事業の実施により、第三者に対して損害を与えた場合、会員は、自己の責任と費用をもって解決するものとする。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

第4条に規定する toyama-smenet サーバー利用について、新規利用の申込み受付けは、平成22年3月31日をもって終了する。